

独立行政法人日本スポーツ振興センター中期計画

<序文>

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

<基本方針>

センターは、我が国におけるスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的専門的機関として、その目的・役割を常に認識し、適正な内部統制を図りつつ、次の業務を実施していくこととする。

- （1）ナショナルスタジアムである国立霞ヶ丘競技場（ラグビー場）及び国立代々木競技場、我が国の国際競技力向上のための研究・支援を行うハイパフォーマンスセンター（以下「HPC」という。）である国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）及びナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）並びに登山指導者の養成を行う国立登山研修所を適切かつ効率的に管理・運営するとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票制度（toto）の収益による助成等を行うこと、スポーツに関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、我が国のスポーツの振興を図ること。

新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議）（以下、「新国立競技場の整備計画」という。）」等に基づき、整備プロセスの透明化を図るとともに、国民の理解を得ながら、その完成が2020年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下、「大会」という。）に確実に間に合うように着実に推進すること。また、「新国立競技場の整備に係る財政負担について（平成27年12月22日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議）（以下、「新国立競技場整備に係る財政負担について」という。）」に基づき、必要な財源を確保すること。

また、「新国立競技場整備計画経緯検証委員会の検証報告書（平成27年9月24日新国立競技場整備計画経緯検証委員会）（以下、「検証委員会報告」という。）」を踏まえ、適切な権限と責任を有するプロジェクト・マネージャーが事業全体を統括することや、専門知識を持った広報担当が適時適切に情報の開示を行うなど、必要な体制を整備すること。

- （2）学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を公正かつ適切に行うとともに、児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、児童生徒等の健康の保持増進を図ること。

なお、具体の業務の実施に当たっては、保有する人的資源（研究・支援スタッフ等）、物

的資源（施設、設備（研究機器、トレーニング機器））を十分に活用するとともに、助成機能（スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成及び競技力向上事業助成等）、情報機能（各種施策の効果的な推進と充実に資する国内外の情報の収集・分析・提供機能、情報・海外拠点を含む。）を十分に発揮し、これらを相互に連携させ、一体的かつ効果的・効率的に業務を推進するとともに、各種関係団体との緊密な連携を図りながら、効率的かつ効果的な業務運営を目指すこととする。

また、検証委員会報告等を踏まえ、業務の抜本的な改善を図る。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項

センターの大規模スポーツ施設は、「トップアスリート等の活動の場」であるとともに広く国民の「みるスポーツの場」としてスポーツの振興に寄与するものであることから、ナショナルスタジアムとして高水準な施設条件を維持した上で、適切かつ効率的な運営を図るため、次の措置を講じる。

（１）大規模スポーツ施設における稼働日数の確保

センターの大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やスポーツの利用に支障の無い範囲において文化的行事等の利用に供することにより、中期目標期間の平均で、それぞれ次の稼働日数を確保する。ただし、安全で高水準な施設条件を維持するために必要となる改修等の期間を除く。

なお、国際競技力向上のための研究・支援への活用については、円滑に実施できるよう配慮する。

① 国立霞ヶ丘競技場

ア ラグビー場

ラグビー専用競技場として良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間７４日以上稼働日数を確保する。

② 国立代々木競技場

ア 第一体育館

利用者にとって安全で快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間２６５日以上稼働日数を確保する。

イ 第二体育館

利用者にとって安全で快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間２９２日以上稼働日数を確保する。

（２）施設利用者に対するサービスの向上

施設利用者に対する定期的な満足度の調査等により把握した情報を踏まえ、利用に係る運用の見直し、施設の改修等の必要な改善を行い、サービスの向上を図る。

2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項

スポーツ基本計画等に基づく、政策目標の達成に向けて、我が国の国際競技力向上を図るため、JISSにおいては、研究・支援事業を推進するとともに、NTCにおいては、JISSと連携し、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニングを行えるよう、高度なトレーニング環境の提供を行う。

実施に当たっては、次の措置を講じるとともに、他の強化・研究関係機関との相互の連携を進める。また、施設の利用主体である公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）との緊密な連携・協力を図るため、定期的に連絡調整の場を設けるとともに、利用者ニーズを把握するため、中央競技団体（以下「NF」という。）等に対するヒアリング等を実施し、効果的・効率的な事業の執行を図る。

（１）国際競技力向上のための研究の推進

我が国の国際競技力向上を図るため、NTCと隣接し、JOC・JPC・NF・トップアスリートとの密接な連携が可能であるJISSの強みを活かし、国内外の研究機関等との連携を強化し、実践に資するようなスポーツ医・科学、情報に関する研究の高度化を図る。また、研究成果については、国内外の学術誌等への論文の掲載、シンポジウム・セミナー・研修会等での発表など、研究・支援活動の成果の普及を図る。

（２）国際競技力向上のための総合的支援

国際競技力向上に向けた強化活動に対し、文部科学省、JOC、JPC及びNF等と連携し、支援内容の明確化を図り、スポーツ医・科学及び情報の各側面から総合的に支援活動を実施するとともに、JISS及びNTCの施設・設備を活用した効果的な支援及び高度なトレーニング環境の提供を行う。

① スポーツ医・科学、情報分野からの支援

我が国のトップアスリートの競技力向上を図るため、NFの要望等を踏まえ、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果の活用・応用を促進するとともに、アスリートの支援のさらなる充実に努める。このうち、女性アスリートについては、より効果的な支援の充実に努める。

また、国際競技力向上に有用な支援活動の成果については、NFが行う強化活動に活かされるよう情報提供する。

② トレーニング環境等の提供

JOC、JPC及びNF等と連携し、効果的にアスリートの競技力を強化できる環境の提供を行う。

(3) スポーツ診療・リハビリテーション

アスリートがオリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、良好なコンディションで競技を行えるよう、スポーツ外傷・障害、疾病に対する診療・アスレティックリハビリテーション、心理カウンセリングの実施及び障害等の予防法に関する啓発等を行う。

(4) 外部有識者による評価の実施

外部有識者で構成する評価体制を整備し、事業実施の事前及び事後に外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

(5) 関係行政機関等からの受託事業

関係行政機関等からの受託事業について、当該事業目的の達成に資するよう、センターの持つ専門的能力を活用し実施する。

3 スポーツ振興のための助成に関する事項

スポーツ振興基金、スポーツ振興投票及び競技力向上事業等による助成の実施に当たっては、制度創設の趣旨及びスポーツ基本計画等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、効果的な助成を行う。

(A) スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保

(1) より多くの助成財源の確保

① スポーツ振興基金

基金のスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものにするため、外部の専門家の意見等を十分に踏まえられるよう運用体制を整備し、運用基準等に留意しつつ、基金を有効に活用するための方策を検討する。また、民間からの寄附金などにより基金の増額に努める。

② スポーツ振興投票

助成財源の安定的な確保のため、次をはじめとした取組により、売上の維持・拡大及び業務経費の更なる適正化に努める。

ア 特約店販売について、一定規模の売上実績がある業種等の店舗数の拡充などを図る。コンビニエンスストア販売について、販売・払戻を実施していることのさらなる認知の促進などを図る。インターネット販売について、モバイル販売の充実などを図る。

- イ 広告宣伝の効果の検証について第三者によるものを含めて適確に行い、その効率性・有効性を高める。
- ウ 当せん金の最高限度額の引き上げ、国際大会等の試合への対象拡大など、現行商品の改良、新商品の開発等を検討・実施する。
- エ 「業務効率化ワーキンググループ報告書」（平成24年8月29日文部科学省独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会 日本スポーツ振興センター一部会業務効率化ワーキンググループ）（以下「業務効率化WG報告書」という。）の報告に基づき、契約形態の見直し等を行う。

（２）制度の趣旨の普及・浸透及び公正性の確保

- ① 助成を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業がスポーツ振興基金、スポーツ振興投票又は競技力向上事業等による助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求め、制度の趣旨が、国民に容易に理解され、広く社会に普及・浸透するよう努める。
- ② スポーツ振興投票制度の周知のための広報及びくじ販売促進のための広告宣伝等を効果的に行い、スポーツ振興投票制度が多くの国民の理解を得るようにする。
- ③ 青少年の健全育成に配慮する観点から、スポーツ振興くじが適切に販売されるよう、定期的な調査・販売員の研修等を行う。
- ④ 国際大会等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、正しい情報を取得するための環境を整備すること等により、試合の指定や試合結果の確認等を適切に行う。

（Ｂ）助成業務の透明性の確保等

（１）公平性・透明性の確保

- ① スポーツ振興基金、スポーツ振興投票及び競技力向上事業等による助成の実施に当たって、助成に係る要綱等により、基準を明確にする。
- ② スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票等による助成においては、外部の有識者による審査委員会を設置し、その審査を踏まえて、交付対象の採択を行う。
- ③ 競技力向上事業による助成においては、その達成状況を含めた評価等を配分に十分反映する旨文部科学省が示した方針等を踏まえ、効果的・効率的に配分を行う。
- ④ 審査委員会の審議・資料・議事録を公開するとともに、助成内容・助成額・交付先及び審査委員の氏名等をホームページ・パンフレットにより審査終了後速やかに公開し、透明性の確保を図る。

(2) 助成業務の効率化・適正化

- ① 安定的・計画的な助成に資するため、スポーツ団体等のニーズや社会的な要請等の把握に努める。
- ② より効果的な助成を実施する観点から、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票等による助成においては、助成による効果を具体的に検証し、審査等に活用するとともに、助成事業の成果指標を平成25年秋までに設定する。なお、その設定にあたっては、各助成事業の特色に十分留意するものとする。
また、競技力向上事業による助成においては、その達成状況を含めた評価等を配分に十分反映する。
- ③ 助成を受けたスポーツ団体等から提出される実績報告書等の内容の確認を適切に行えるよう、センターの専門的かつ十分な審査体制を整備するとともに、助成を受けたスポーツ団体等における対象事業の経理状況について、専門的かつ十分な体制を整備して調査を行い、助成金の使途等について適切に把握する。
- ④ 助成を受けたスポーツ団体等が対象事業の適正な執行を行えるよう、研修等を行う。

(3) 助成申請者の利便性の向上

- ① 交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化を図るため、助成対象内容、申請手続き、採択基準、受付窓口等をホームページ等により公開する。
- ② スポーツ振興に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が中期目標の期間中95%以上の水準を維持できるよう、利用促進を図る。

4 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務に関する事項

スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務について、関係団体等と連携して業務内容の明確化を図り、計画的に実施する。

5 災害共済給付事業に関する事項

災害共済給付制度は、学校の管理下における災害に関する給付を行う我が国唯一の公的給付制度として、学校、学校の設置者をはじめ児童生徒等の保護者に定着している実情を踏まえ、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、利用者サービスの向上を図る。

(1) 公正かつ適切な給付の実施

① 重要案件等への対応

重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力のもと、担当職員による実地調査を行う。

② 不服審査請求への対応

災害共済給付の決定に関し、学校若しくは保育所の設置者又は保護者等からの不服の審査請求に対し、外部有識者を含め構成する不服審査会において審査を行う。

③ 審査担当職員の資質向上

審査担当職員の能力及び専門的知識の維持・向上を図るため、実務研修を充実・強化する。

(2) 利用者サービスの向上

① 給付事務の円滑化

学校及び学校の設置者等の災害共済給付制度の理解を促進し、給付事務の円滑化を図るため、学校及び学校の設置者等に対し、新しいシステムを活用した事務手続きなどを含めた給付制度の理解度調査を行う。また、その調査結果を踏まえ、給付制度のより一層の周知を図る。

② 災害共済給付オンライン請求システムの安定的運用

学校及び学校の設置者における請求事務手続きの省力化、給付の迅速化・効率化を図るための災害共済給付オンライン請求システム（以下「災害共済給付システム」という。）を継続的・安定的に運用するとともに、国の政策に基づき災害共済給付制度の改正等に対応する災害共済給付システムに改修する。

③ 災害共済給付システムの利用促進

災害共済給付システムに関して学校及び学校の設置者に対し説明会等を実施し、災害共済給付システムの更なる利用促進を図り、特別な事情がある場合を除き、中期目標の期間終了時までにはオンラインによる請求の完全実施を目指す。

6 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供に関する事項

スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うため、次の事業を行う。

なお、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の見直しを図る。

(1) スポーツに関する国内外の情報収集・分析及び提供

国内外の関係機関との連携・ネットワークの構築を進め、国際競技力の向上、国際競技大会の招致・開催の支援その他のスポーツに係る国際交流・貢献の推進など、

我が国のスポーツ諸施策の効果的な推進と充実に資する国内外の情報の収集・分析・提供と研究を行う。

(2) 登山指導者の養成及び登山に関する情報の提供

① 登山指導者等の養成

大学山岳部や中高年登山者の指導者等の資質の向上を図るための研修会を開催する。これらの指導者と共に安全に配慮しながら登山することを促進するとともに、指導者にはその属する組織等の構成員へ技術・知識を伝達・指導させる。また、山岳遭難事故の抑止に寄与すべく、指導者による伝達・指導状況について調査を行い把握し、状況に応じて伝達講習等の見直しを行う。なお、登山に関する調査研究の成果を研修会等に活用する。

・登山指導者養成研修会の開催 年間150人以上を養成

② 安全な登山のための情報の提供

登山スタイルの多様化による事故を防止するため、登山者が、自ら知識を向上させて登山することができるよう、公開講座の開催や冊子の配布等を通じて安全な登山のための情報を広く提供する。

・一般登山者向け公開講座の開催 年間4,000人以上を対象

・一般登山者向け冊子の配布 年間200,000部以上を配布

③ 救助活動従事者の養成等

救助活動に従事する者が、より安全・確実に救助作業に従事するために必要な技術・知識の向上を図る研修会を行い、その研修会を通じ、消防や警察等の職域間の連携が十分に図れるよう支援する。

・救助活動従事者養成研修会の開催 年間40人以上を養成

(3) 事業の成果を活かしたスポーツに関する情報提供

① 施設維持管理情報等の提供

スポーツの普及・振興に資するため、スポーツターフの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行い、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援するとともに、関係団体と連携して講習会等を開催し、指導者養成や生涯スポーツの振興を図る。

講習会等の開催 年4回程度

② 研究・支援活動の成果の還元

国際競技力の向上に係るスポーツ医・科学の研究・支援活動の成果をスポーツ事故・外傷・障害等の防止等に活用するため、ホームページ等を通じて情報提供することにより、人々の日常のスポーツ活動に広く還元する。

(4) 学校安全支援業務

「学校安全の推進に関する計画」(平成24年4月27日閣議決定)及び「スポーツ基本計画」(平成24年3月30日文部科学大臣決定)に基づき、災害共済給付事業から得られる災害事例等を、学校における事故防止対策に活用できるよう整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供する。

実施に当たっては、学校関係者等のニーズを的確に把握するとともに、国、関係団体、研究機関及び専門家等との連携・協力並びにセンター内のスポーツ医・科学分野の資源の活用を図る。

① 災害事例等の整理・分析

災害共済給付事業から得られる災害事例及び実地調査等により収集した情報を整理・分析し、「災害統計調査」及び「死亡・障害事例集」を毎年度作成する。

② 調査・研究の推進

学校災害防止のための調査・研究については、体育活動中の事故及び通学中の事故などその時々課題並びに学校関係者のニーズ等を踏まえ、研究課題を設定する。

実施に当たっては、医学・歯学、教育、学校安全等の外部有識者を含めた「学校災害防止調査研究委員会」の体制充実、関係機関との連携強化及び内部体制の充実を図る。

③ 学校関係者等への情報提供

学校災害防止のための有用な情報及び調査・研究成果等について、ホームページ、広報誌等を活用することにより、学校関係者等に分かりやすく提供する。また、学校関係者等が自らのニーズに応じて収集・分析できる災害共済給付システムの利用及び統計情報の活用方法について広報に努め、オンライン機能を活用した統計情報の利用拡大を図る。

- ・学校関係者等に対して、情報提供に関するアンケート調査を行い、80%以上から「有意義であった」などプラスの評価を得る。
- ・ホームページに掲載する学校災害防止のための有用な情報等の新規又は更新件数 年70件程度

(5) 広報の充実

国民の理解促進及び業務の透明性の確保の観点から、ホームページ等における情報発信を行うとともに、マスメディアやソーシャルメディア等の多様な媒体やイベント等を通じた広報活動を実施し、センター及び事業の認知・理解を促進する。

特に新国立競技場整備を着実に推進するため、平成27年度末までに専門的知識を持った担当及びスポークスマンを明確化した広報体制を整備する。平成28年度以降にわたって、新たな広報体制の下、国家的プロジェクトとして幅広く国民の理

解を得るため、定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信など、プロセスの透明性確保に向けた国民への情報発信の充実を図る。

（６）関係団体等との連携

スポーツ及び児童生徒の健康の保持増進を図る中核的専門機関として、公益財団法人日本体育協会、ＪＯＣ、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構等のスポーツ関係団体及び地方公共団体、大学等の関係機関との連携・協働及び関係機関相互の連携・協働を推進する枠組みの構築を図る。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。

特に新国立競技場の整備については、検証委員会報告等を踏まえ、コストマネジメントの強化・組織体制の整備・内部統制の強化を図る。

１ 経費の抑制

法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。

（１）経費の削減

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（スポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務及び廃止される業務分等に係る経費を除く。）の合計について、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、中期目標期間の最後の事業年度において平成２４年度比６％以上の削減を図ることを目標とする。

特に新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」及び新国立競技場整備事業の優先交渉権者から提出された技術提案書の内容を踏まえ、完成が大会に確実に間に合うよう着実に推進するとともに、事業費について適切なコストマネジメントを行い、計画を着実に実行する。

また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

なお、給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況については公表する。

（２）業務運営の効率化

経費の抑制、業務の効率化及び国民へのサービス提供の維持向上の観点から業務

内容を随時検討し、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を推進する。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。

入札及び契約の適正な実施については、事務処理の点検や運用体制の強化等の取組を進めることはもとより、平成 27 年 11 月の会計検査院による指摘も踏まえ、契約等の手続について、適正な手続の徹底や事業担当部署・契約担当部署・出納担当部署間の相互牽制体制確立、内部監査部署による重点監査の実施等の内部監査強化及び役職員に対する意識啓発等の再発防止策を講じるとともに、監事による監査を受け、適正化の取組状況をホームページにより公表する。

特に施設管理業務及びスポーツ振興投票業務については、業務効率化WG報告書に基づき、次をはじめとした効率化策を着実に実施する。

- ① 随意契約により調達している業務のうち J I S S の栄養指導食堂の運用業務、N T C の物品管理システムの保守業務、スポーツ振興投票の事務処理支援業務について、一般競争入札に移行する。
- ② 性質が類似する業務（J I S S の基幹ネットワーク機器等保守業務と基幹サーバ機器等保守業務等）について、包括して調達する。
- ③ スポーツ振興投票業務について、広告宣伝業務の効果の検証を第三者によるものを含めて適確に行い、その効率性・有効性を高める。
- ④ いずれの業務についても、単年度契約とするか、複数年度契約とするか契約期間を検討する。

2 組織及び定員配置の見直し

社会的ニーズの変化に応じて、業務執行が効果的・効率的に行えるよう、業務量等を随時検証し、組織体制及び定員配置を見直す。

特に新国立競技場の整備を着実に推進するため、平成 27 年度末までに適切な権限と責任を有する「プロジェクト・マネージャー」を明確化して事業全体を統括させるとともに、事業の進捗に応じて、専門人材の配置等による体制の強化を図るなど、組織体制を整備する。

3 内部統制の強化

内部統制については、法令等を遵守しつつ業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、次の取組等により充実、強化を図る。

- ① 役員会、法人の長によるヒアリング等において、業務運営に係る経営方針を明確

化する。

②業務運営にあたり、危機管理体制、意思決定に関する体制、業務に関する情報をタイムリーに共有する体制の整備を図る。

③センター内部の評価委員会により、定期的に業務の進行管理を行い、毎年度、自己評価を行う。

また、業務運営全般について、法人の長によるヒアリング及び監事による監査を実施し、その結果を反映させることにより、改善を促進する。

なお、情報通信技術の活用に当たっては、セキュリティの確保を図るなど、適正な運用を行うとともに、関係機関との連携強化、責任体制の明確化をはじめとした情報管理体制の強化及び役職員に対する意識啓発など、情報管理の徹底を図る。

また、新国立競技場の整備をはじめとする事業全体に係るガバナンスの強化を図るため、平成27年度末までに外部有識者による「運営点検会議」を設置する。平成28年度以降、同会議を年4回程度実施し、法人のガバナンスに係る重要事項等について点検や助言を受け、その結果を踏まえ法人の業務運営及び内部統制の仕組みの見直しを行う。

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 自己収入の確保

固定広告物及び命名権の導入を実施していない施設（フットサルコート等）については、平成26年度中を目途に、それぞれの導入について検討する。また、業務効率化WG報告書に基づく施設のさらなる効率的・効果的な活用を行う。さらに、競争的資金及び寄附金の積極的な獲得等により、運営費交付金以外の自己収入の増加を図る。

2 予算の効率的な執行、資金の運用及び管理

(1) 予算の執行に当たっては、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

(2) 資金管理委員会等により、継続的に金利情報等の収集及び分析を行うとともに、運用基準等に基づき、安全かつ安定的な運用を図る。

3 期間全体に係る予算(人件費の見積りを含む。)

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 総計 | 別表－１のとおり |
| (2) 投票勘定 | 別表－２のとおり |
| (3) 災害共済給付勘定 | 別表－３のとおり |
| (4) 免責特約勘定 | 別表－４のとおり |
| (5) 特定業務勘定 | 別表－５のとおり |

- (6) 一般勘定 別表－６のとおり

４ 期間全体に係る収支計画

- (1) 総計 別表－７のとおり
(2) 投票勘定 別表－８のとおり
(3) 災害共済給付勘定 別表－９のとおり
(4) 免責特約勘定 別表－１０のとおり
(5) 特定業務勘定 別表－１１のとおり
(6) 一般勘定 別表－１２のとおり

５ 期間全体に係る資金計画

- (1) 総計 別表－１３のとおり
(2) 投票勘定 別表－１４のとおり
(3) 災害共済給付勘定 別表－１５のとおり
(4) 免責特約勘定 別表－１６のとおり
(5) 特定業務勘定 別表－１７のとおり
(6) 一般勘定 別表－１８のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、１０億円とする。

Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産はない。ただし、これらの財産が生じた場合は、その処分等に関する計画を定めることとする。

Ⅵ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

Ⅶ 剰余金の使途

決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。

- １ スポーツ施設の保守・改修
- ２ スポーツ振興基金助成事業の充実
- ３ 情報通信技術関連機器の整備
- ４ 人材育成、能力開発
- ５ 職場環境の改善
- ６ 広報、成果の発表・展示

7 主催事業及び調査研究事業の充実

Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

別表－１９のとおり

施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立った整備計画を策定し、計画的に新国立競技場等の施設整備を推進する。

また、利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、特に障がい者等の利便性の向上を図るよう努める。

さらに、施設の管理運営に当たっては、維持保全を確実に実施することにより、利用者の安全の確保に万全を期する。

新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、スポーツ振興くじの売上確保等により必要な財源を確保する。その際、検証委員会報告等を踏まえ、プロジェクト推進体制の整備等を図るため、平成２７年度末までに以下の取組を実施する。

- ・事業全体を統括する、適切な権限と責任を有する「プロジェクト・マネージャー」の明確化
- ・専門的知識を有する広報担当及びスポークスマンを明確化した広報体制の整備
また、平成２８年度以降にわたって、新たな推進体制の下、以下の取組を行い、新国立競技場の整備を着実に推進する。
- ・専門人材の配置等による体制の強化
- ・「新国立競技場の整備計画」において設定された上限に基づくコストマネジメントの実施
- ・定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上
- ・関係閣僚会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告

「新国立競技場の整備計画」において「大会後は（中略）民間事業への移行を図る」とされており、今後の政府における検討に参画し、所要の対応を行う。

なお、平成 25 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された運営費交付金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）の「オリンピック・パラリンピック施設の整備等」のために措置されたことを認識し、新国立競技場の整備に向けた対応に資する経費に充てる。新国立競技場の整備に必要な業務（上記の補正予算により措置された事業を含む。）の実施に当たっては、定期的に文部科学省に報告し、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対

応する。

2 人事に関する計画

(1) 職員の採用等

総人件費の抑制に留意しつつ、質の高い業務運営を推進するため、研究・支援や施設運営等の多様な業務に必要な優れた人材の確保を図る。

特に新国立競技場整備を着実に推進するため、平成27年度末までに適切な権限と責任を有するプロジェクト・マネージャーを配置し事業全体を統括させるとともに、これを支える外部専門人材を配置するなど必要な体制を整備する。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み 13,782百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

(2) 人材の育成等

① 人材育成

職員の能力向上に重点をおいた研修の内容や体系の充実等により、職員の能力開発及び高度な専門知識や技術を持った人材の育成を図る。

② 職場環境の充実

ハラスメントの防止、メンタルヘルスについての管理体制の充実及び男女共同参画の推進のための措置等により、職場環境の充実を図る。

このうち、男女共同参画の推進については、中期目標期間における職員の採用（出向者を除く。）に占める女性の割合を30%以上とすることを目標とする。

3 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める業務の財源に充てる。

【別表－１】

期間全体に係る予算（総計）

（単位：百万円）

区分	金額
〔収入〕	
運営費交付金	46,756
施設整備費補助金	3,519
研究設備整備費補助金	1,054
政府等出資金	24,972
災害共済給付補助金	12,677
基金運用収入	3,031
国立競技場運営収入	9,053
国立スポーツ科学センター運営収入	1,689
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,594
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	230
スポーツ振興投票事業収入	504,010
共済掛金収入	83,620
スポーツ振興投票事業準備金戻入	92,426
特定業務特別準備金戻入	13,214
受託事業収入	5,444
寄附金収入	158
営業外収入	29
利息収入	590
その他収入	9
前中期目標期間繰越積立金取崩額	47
積立金取崩額	466
計	805,596
〔支出〕	
業務経費	256,705
うち、人件費	14,717
新国立競技場整備事業費	32,198
国立競技場運営費	3,142
国立スポーツ科学センター運営費	8,308
ナショナルトレーニングセンター運営費	4,644
国立登山研修所運営費	272
スポーツ振興基金事業費	5,642
スポーツ活動環境公正化事業費	425
スポーツ及び健康教育普及事業費	3,229
スポーツ振興投票業務運営費	91,703
スポーツ振興投票助成事業費	92,426
給付金	93,061
受託事業費	5,444
一般管理費	4,966
うち、人件費	3,062
物件費	1,904
政府等出資金施設費	29,615
施設整備費	3,519
研究設備整備費	1,054
払戻返還金	250,400
国庫納付金	36,569
スポーツ振興投票事業準備金繰入	86,295
特定業務特別準備金繰入	36,040
計	803,668

〔人件費の見積り〕 期間中総額 13,782 百万円を支出する。

〔運営費交付金算定ルール〕： 別紙

〔注記〕

- 退職手当については、独立行政法人日本スポーツ振興センター役員退職手当規則及び同職員退職給与規則に基づいて支給することとし、そのうち、次に掲げる自己収入で手当する分を除く額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
投票勘定 スポーツ振興投票事業収入で手当する 48 人分
- 勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。
- 運営費交付金には、平成 25 年度補正予算（第 1 号）により「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）の「オリンピック・パラリンピック施設の整備等」のために措置された、国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた対応に係る予算が含まれている。

- 4 競技力向上事業に係る予算については、国の方針を踏まえ、毎年度の年度計画において計上する。

【別表－２】

期間全体に係る予算(投票勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
[収 入]	
ｽｽﾞｰ振興投票事業収入	504,010
ｽｽﾞｰ振興投票事業準備金戻入	92,426
利息収入	541
積立金取崩額	466
計	597,443
[支 出]	
業務経費	186,432
うち、人件費	2,304
ｽｽﾞｰ振興投票業務運営費	91,703
ｽｽﾞｰ振興投票助成事業費	92,426
一般管理費	290
払戻返還金	250,400
国庫納付金	36,569
特定業務勘定へ繰入	36,040
ｽｽﾞｰ振興投票事業準備金繰入	86,295
計	596,026

[人件費の見積り]

期間中総額 1, 9 6 3 百万円を支出する。

【別表－３】

期間全体に係る予算（災害共済給付勘定）

（単位：百万円）

区分	金額
[収 入]	
災害共済給付補助金	12,677
共済掛金収入	81,520
免責特約勘定より受入	1,408
利息収入	18
計	95,623
[支 出]	
給付金	93,061
一般勘定繰入金	1,163
計	94,224

[注記]

平成２５年度以降は、児童生徒数の減少率、給付金の発生率等を勘案して積算している。

期間全体に係る予算(免責特約勘定)

【別表－４】

(単位:百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
共済掛金収入	2,100
利息収入	28
計	2,128
[支 出]	
災害共済給付勘定へ繰入	1,408
一般勘定繰入金	123
計	1,530

[注記]

平成２５年度以降は、児童生徒数の減少率、給付金の発生率等を勘案して積算している。

【別表－５】

期間全体に係る予算(特定業務勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
[収 入]	
投票勘定より受入	36,040
運営費交付金	22,142
政府等出資金	24,972
特定業務特別準備金戻入	13,214
その他収入	4,592
計	100,960
[支 出]	
業務経費	32,198
うち、新国立競技場整備事業費	32,198
政府等出資金施設費	29,206
特定業務特別準備金繰入	36,040
計	97,445

[注記]

- 1 運営費交付金には、平成 25 年度補正予算（第 1 号）により「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）の「オリンピック・パラリンピック施設の整備等」のために措置された、国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた対応に係る予算が含まれている。
- 2 特定業務特別準備金は、平成 26 年度以降の業務経費に充てるため、業務の進行に応じて各年度において必要となる金額を戻し入れて執行する。

【別表－６】

期間全体に係る予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	金額
[収 入]	
運営費交付金	24,614
施設整備費補助金	3,519
研究設備整備費補助金	1,054
基金運用収入	3,031
国立競技場運営収入	9,053
国立スポーツ科学センター運営収入	1,689
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,594
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	230
受託事業収入	5,444
寄附金収入	158
営業外収入	29
災害共済給付勘定受入金	1,163
免責特約勘定受入金	123
利息収入	3
その他収入	9
前中期目標期間繰越積立金取崩額	47
計	52,768
[支 出]	
業務経費	38,075
うち、人件費（事業系）	12,413
国立競技場運営費	3,142
国立スポーツ科学センター運営費	8,308
ナショナルトレーニングセンター運営費	4,644
国立登山研修所運営費	272
スポーツ振興基金事業費	5,642
スポーツ活動環境公正化事業費	425
スポーツ及び健康教育普及事業費	3,229
受託事業費	5,444
一般管理費	4,676
うち、人件費（管理系）	3,062
物件費	1,614
政府等出資金施設費	408
施設整備費	3,519
研究設備整備費	1,054
その他の支出	4,592
計	57,768

[人件費の見積り]

期間中総額 11,819 百万円を支出する。

[運営費交付金算定ルール] : 別紙

[注記]

- 1 施設整備費補助金の金額は、改修（更新）等について施設整備 5 ヵ年計画 3,519 百万円を含んだものとして試算している。
- 2 競技力向上事業に係る予算については、国の方針を踏まえ、毎年度の年度計画において計上する。

【別表－７】

期間全体に係る収支計画(総計)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	770,436
経常費用	648,101
業務経費	257,815
給付金	93,061
払戻返還金	250,400
受託事業費	5,444
国庫納付金	36,569
一般管理費	4,509
財務費用	303
臨時損失	122,335
収益の部	774,681
経常収益	669,041
運営費交付金収益	41,977
災害共済給付補助金収益	12,677
国立競技場運営収入	9,053
国立スポーツ科学センター運営収入	1,689
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,594
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	230
スポーツ振興投票事業収入	504,010
共済掛金収入	83,620
利息及び配当金収入	3,082
受託事業収入	5,444
寄附金収益	158
資産見返運営費交付金戻入	3,576
資産見返競技力向上支援事業費補助金戻入	259
資産見返寄附金戻入	37
財務収益	590
雑益	38
臨時利益	105,639
純利益	4,245
前中期目標期間繰越積立金取崩額	47
積立金取崩額	466
総利益	4,758

[注記]

勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

【別表－８】

期間全体に係る収支計画(投票勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	600,503
経常費用	514,208
業務経費	190,475
払戻返還金	250,400
国庫納付金	36,569
特定業務勘定へ繰入	36,040
一般管理費	422
財務費用	302
臨時損失	86,295
収益の部	596,976
経常収益	504,551
スポーツ振興投票事業収入	504,010
財務収益	541
臨時利益	92,426
純利益	△3,527
積立金取崩額	466
総利益	△3,060

【別表－９】

期間全体に係る収支計画（災害共済給付勘定）

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	94,224
経常費用	94,224
給付金	93,061
一般勘定繰入金	1,163
収益の部	95,623
経常収益	95,623
災害共済給付補助金収益	12,677
共済掛金収入	81,520
免責特約勘定より受入	1,408
財務収益	18
純利益	1,399
総利益	1,399

【別表－１０】

期間全体に係る収支計画（免責特約勘定）

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	1,530
経常費用	1,530
災害共済給付勘定へ繰入	1,408
一般勘定繰入金	123
収益の部	2,128
経常収益	2,128
共済掛金収入	2,100
財務収益	28
純利益	597
総利益	597

【別表－１１】

期間全体に係る収支計画(特定業務勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	61,099
経常費用	25,059
業務経費	25,059
臨時損失	36,040
収益の部	66,901
経常収益	53,687
運営費交付金収益	17,647
投票勘定より受入	36,040
臨時利益	13,214
純利益	5,801
総利益	5,801

【別表－１２】

期間全体に係る収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	51,813
経常費用	51,813
業務経費	42,281
受託事業費	5,444
一般管理費	4,088
財務費用	0
収益の部	51,787
経常収益	51,787
運営費交付金収益	24,330
国立競技場運営収入	9,053
国立スポーツ科学センター運営収入	1,689
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,594
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	230
利息及び配当金収入	3,082
受託事業収入	5,444
災害共済給付勘定受入金収益	1,163
免責特約勘定受入金収益	123
寄附金収益	158
資産見返運営費交付金戻入	3,576
資産見返競技力向上支援事業費補助金戻入	259
資産見返寄附金戻入	37
財務収益	3
雑益	38
純利益	△ 26
前中期目標期間繰越積立金取崩額	47
総利益	21

【別表－１３】

期間全体に係る資金計画(総計)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	1,633,221
業務活動による支出	642,171
投資活動による支出	944,221
財務活動による支出	21,866
次期中期目標期間への繰越金	24,963
資金収入	1,633,221
業務活動による収入	692,363
運営費交付金収入	46,756
ｽﾎｰﾂ振興投票事業収入	502,217
共済掛金収入	83,620
受託事業収入	5,444
国立競技場の運営による収入	9,053
国立ｽﾎｰﾂ科学センターの運営による収入	1,689
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	2,594
国立登山研修所の運営による収入	7
ｽﾎｰﾂ及び健康教育普及事業による収入	230
基金業務における利息及び配当金収入	3,031
基金業務における有価証券の償還による収入	23,202
補助金等収入	13,732
寄附金収入	158
その他の収入	40
利息及び配当金の受取額	590
投資活動による収入	896,882
定期預金の払戻しによる収入	531,604
有価証券の償還による収入	361,758
施設費による収入	3,519
財務活動による収入	24,979
金銭出資の受入による収入	24,972
民間出えん金の受入による収入	7
前期中期目標期間よりの繰越金	18,997

[注記]

勘定間の繰入及び受入額については、相殺している。

【別表－１４】

期間全体に係る資金計画(投票勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	1,406,071
業務活動による支出	496,322
投資活動による支出	891,610
財務活動による支出	3,065
次期中期目標期間への繰越金	15,073
資金収入	1,406,071
業務活動による収入	502,759
スポーツ振興投票事業収入	502,217
その他の収入	2
利息及び配当金の受取額	541
投資活動による収入	893,363
定期預金の払戻しによる収入	531,604
有価証券の償還による収入	361,758
前期中期目標期間よりの繰越金	9,948

【別表－１５】

期間全体に係る資金計画(災害共済給付勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	96,918
業務活動による支出	94,224
次期中期目標期間への繰越金	2,694
資金収入	96,918
業務活動による収入	95,623
共済掛金収入	81,520
免責特約勘定より受入による収入	1,408
補助金等収入	12,677
利息及び配当金の受取額	18
前期中期目標期間よりの繰越金	1,295

【別表－１６】

期間全体に係る資金計画（免責特約勘定）

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	2,277
業務活動による支出	1,530
次期中期目標期間への繰越金	746
資金収入	2,277
業務活動による収入	2,128
共済掛金収入	2,100
利息及び配当金の受取額	28
前期中期目標期間よりの繰越金	149

【別表－１７】

期間全体に係る資金計画(特定業務勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	74,746
業務活動による支出	25,059
投資活動による支出	47,345
次期中期目標期間への繰越金	2,341
資金収入	74,746
業務活動による収入	49,774
運営費交付金収入	22,142
投票勘定より受入による収入	25,040
その他の収入	2,592
財務活動による収入	24,972
金銭出資の受入による収入	24,972

【別表－１８】

期間全体に係る資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	83,535
業務活動による支出	55,360
投資活動による支出	5,266
財務活動による支出	18,801
次期中期目標期間への繰越金	4,108
資金収入	83,535
業務活動による収入	72,404
運営費交付金収入	24,614
受託事業収入	5,444
国立競技場の運営による収入	9,053
国立スポーツ科学センターの運営による収入	1,689
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	2,594
国立登山研修所の運営による収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	230
基金業務における利息及び配当金収入	3,031
基金業務における有価証券の償還による収入	23,202
災害共済給付勘定受入金による収入	1,163
免責特約勘定受入金による収入	123
補助金等収入	1,054
寄附金収入	158
その他の収入	38
利息及び配当金の受取額	3
投資活動による収入	3,519
施設費による収入	3,519
財務活動による収入	7
民間出えん金の受入による収入	7
前期中期目標期間よりの繰越金	7,604

【別表－１９】

長期的視野に立った施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額 (百万円)	財 源
国立競技場、国立スポーツ科学センター等の改修及びナショナルトレーニングセンター用地購入費	3,519	施設整備費補助金

〔注記〕

金額は見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況、施設・設備の老朽化度合い等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

新国立競技場の整備その他の関連経費コストは、「新国立競技場の整備計画」に基づけば、平成 29 年度以降も含め、竣工までにスタジアム本体・周辺整備 155,000 百万円、設計・監理等 4,000 百万円、解体工事費 5,500 百万円、日本青年館・JSC 本部移転経費 17,400 百万円、埋蔵文化財調査費 1,400 百万円が見込まれる。

なお、そのほか、通信・セキュリティ関連機器、什器等の費用が別途見込まれる。

この財源については、「新国立競技場整備に係る財源負担について」に基づき、国の負担、スポーツ振興くじの特定金額及び東京都の負担により賄うこととしている。

【別紙】

運営費交付金算定ルール

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{C(y) + Pc(y)\} \times \alpha (\text{係数}) + \{Pr(y) + R(y)\} \times \gamma (\text{係数}) - B(y) + \varepsilon(y)$$

A(y)：当該事業年度における運営費交付金。

α ：一般管理費・管理部門の人件費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

γ ：事業経費・事業部門の人件費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

$\varepsilon(y)$ ：当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り限定的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等の一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

○一般管理費

$$C(y) = C(y-1)$$

C(y)：当該事業年度におけるｽﾎｰﾂ振興基金運用収入及び災害共済給付勘定受入金を財源とする一般管理費を除いた一般管理費。

C(y-1)：直前の事業年度におけるC(y)。

○管理部門の人件費

$$Pc(y) = Pc(y-1) \times \sigma$$

Pc(y)：当該事業年度における管理部門の人件費（退職手当を含む）。

Pc(y-1)：直前の事業年度におけるPc(y)。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○事業部門の人件費

$$Pr(y) = Pr(y-1) \times \sigma$$

Pr(y)：当該事業年度における事業部門の人件費（退職手当を含む）。

Pr(y-1)：直前の事業年度におけるPr(y)。

○事業経費

$$R(y) = R(y-1) \times \beta \times \delta$$

R(y)：当該事業年度におけるｽﾎｰﾂ振興基金運用収入、寄附金収入、研究補助金等収入、受託事業収入、災害共済給付勘定受入金及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を財源とする事業経費を除いた事業経費。

R(y-1)：直前の事業年度におけるR(y)。

β ：物価調整係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

δ ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○自己収入

$$B(y) = B(y-1) \times \lambda$$

B(y)：当該事業年度におけるｽﾎｰﾂ振興基金運用収入、寄附金収入、研究補助金等収入、受託事業収入、災害共済給付勘定受入金及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を除いた自己収入の見積り。

B(y-1)：直前の事業年度におけるB(y)。

λ ：改善努力係数。実績及び実績見込等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に中期目標期間中の予算を試算。

一般管理費・管理部門の人件費に係る効率化係数 α 0.990

事業経費・事業部門の人件費に係る効率化係数 γ 0.990

業務政策係数 δ 1.000

改善努力係数 λ 1.005

人件費調整係数 σ 1.000

物価調整係数 β 1.000